

社会福祉課からのお願い

点字ブロック上での駐車や駐輪はご遠慮ください。

歩道や駅、公共施設にはたくさんの点字ブロックがあります。点字ブロック周辺に車や自転車があると、それらが障害物になってしまい、ぶつかったり、転倒するなどして危険です。

歩行者の方などが安全に移動するため、点字ブロック上に駐車や駐輪、物を置かないよう、ご理解・ご配慮をよろしくお願い致します。

「点字ブロック」とは…

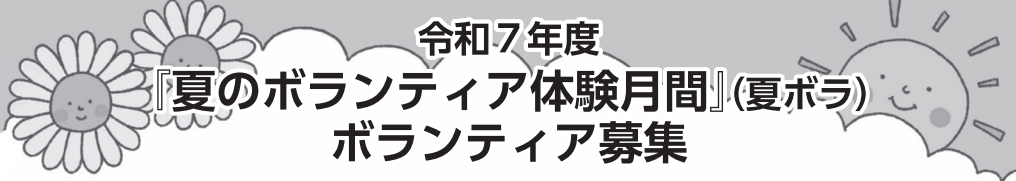
正式名称を「視覚障害者誘導用ブロック」といいます。視覚障がい者の方が足裏の触感覚で認識できるよう、突起を表面につけたブロック（プレート）で、視覚障がい者の方を安全に誘導するために地面や床面に敷設されています。

- ・津久見市役所の周辺では、下記の写真の場所に点字ブロックがあります。
- ・また、の場所は、駐車禁止区域です。

※社会福祉課前の中庭は**福祉車両以外は「原則車両進入禁止」**です。

ATMをご利用の際は、グラウンドに駐車をお願いします。ご理解とご協力をお願いします。





県内の児童・生徒・学生及び社会人等が、夏期間を中心にボランティア活動に参加・体験することができます。ボランティア活動をしてみたいと思っている方、私たちが住む地域の福祉施設でボランティア体験をしてみませんか？

【活動期間】 7月19日(土)～8月31日(日)

【市内受入施設】
養護老人ホームしおさい、特別養護老人ホームしおさい、しおさいデイサービスセンター、介護老人保健施設つくみかん、ライフホームやわらぎ、小規模多機能ホームこすもす、うばめ園あゆみ、地域生活支援センターとよみ園、就労継続支援B型Green Flash、障がい福祉サービス事業所うばめ園、向洋保育園、明光こども園

※参加する方は必ず「ボランティア活動保険」に加入いただきます。
掛金3500円のうち2000円は個人負担です。

【申込・問い合わせ】 津久見市社会福祉協議会 ☎0972-82-5000

福祉情報

- 7月の手話通訳設置日
▼設置日 7日(月)・14日(月)・22日(火)・28日(月)
- ▼設置場所 社会福祉課 窓口
- ▼時間 8時30分～12時 13時～16時30分
- ▼問い合わせ 社会福祉課 障がい支援班 ☎0972(82)9519
- 月例茶話会のお知らせ
▼日時 毎月第一土曜日 10時～12時
- ※祭日等により変更する場合あり
- ▼場所 津久見市地蔵町2830番地 NPO法人ちちんぷいぷいあけぼの内
- ▼内容 心の病のことで相談したい・話を聞いてほしい・活動したいなどなど：色々話してみませんか？ 個別相談もOKです ☎080(8394)7092
- ▼連絡先 理事長 神田

- 療育相談(要予約)
在宅の障がい児およびその家族のための療育相談です。
▼日時 7月13日(日) 9時～15時
- ▼場所 交流センターすくらむ
- ▼費用 無料
- ▼相談内容 口腔衛生・療育訓練・日常生活・進路(就学)・福祉サービス等
- ※専門スタッフが対応します。 ※相談内容によっては、相談時間が異なるのでお問い合わせください。
- ▼申込・問い合わせ さぼーとセンター風車 ☎0972(63)5888
- うばめ園文化健康教室
▼日時 7月28日(月) 10時～11時30分
- ▼内容 健康教室「演歌ビクス」 ※参加は無料です。 ※上靴をご用意ください。
- ▼場所・申込・問い合わせ うばめ園あゆみ ☎0972(82)0353

- 令和7年度「ときめき作品展」募集
▼出展規格 絵画・工芸・写真・書・陶芸・合作の6部門
- ▼応募資格 県内在住の障がい者・児
- ▼作品募集期間 8月1日(金)～29日(金)
- ▼展示日時 11月5日(水)～11月16日(日)
- ▼展示会場 大分県立美術館 1階アトリウム
- ▼申込・問い合わせ 社会福祉課 障がい支援班 ☎0972(82)9519
- 大分県障害者社会参加推進センター ☎097(558)8797
- 困りごと・心配なこと お気軽どうぞ！
生活のことなど、お困りごとありませんか？相談員にお気軽にご相談ください。【要予約】
- ▼日時 7月23日(水) 13時30分～15時30分
- ▼場所 社会福祉課 相談室
- ▼問い合わせ 社会福祉課 生活支援班 ☎0972(82)9547

第75回 “社会を明るくする運動”

～ 犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ ～

毎年7月は、“社会を明るくする運動” 強調月間です

法務省主唱の“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする全国的な運動です。

----- 行動目標は以下の2点です -----

- ・犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと
- ・犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること

つぐなう、とはその後の人生をきちんと生き抜くこと。犯罪や非行をにくむのと同じようにあやまちを悔いる人を受け入れられるかどうか。立ち直りへの決意と、それを支える社会。ともに試されるのが更生保護の取組です。『おかえり。』